

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する令和4年度（判）第16号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官美濃口真琴、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金592万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和5年3月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和5年1月25日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第二部に上場されていた株式会社YE DIGITALの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表1記載のとおり、令和2年8月11日午前9時7分頃から同年9月1日午後2時14分頃までの間、16取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の東京証券取引所等において、B証券株式会社（以下「B証券」という。）及びC証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させるなどの方法により、同株式合計26万800株を買い付ける一方、同株式合計28万1000株を売り付け、
- (2) 東京証券取引所マザーズ市場に上場されていたデータセクション株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表2記載のとおり、令和2年9月9日午前9時13分頃から同月23日午前11時14分頃までの間、9取引日にわたり、東京証券取引所等において、B証券及びC証券を介し、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させるなどの方法により、同株式合計20万5800株を買い付ける一方、同株式合計20万5400株を売り付け、
もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

(1) 別表1に掲げるYE DIGITAL株式に係る取引

- ① 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、281,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量260,800株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時に

おける価格（497 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 43,000 株を加えた 303,800 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（281,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
（有価証券の売付け等の価額：149,474,700 円）
－（有価証券の買付け等の価額：147,273,290 円）
＝2,201,410 円

及び

イ．当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（303,800 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（281,000 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（648 円）に当該超える数量 22,800 株（買付け等の数量 303,800 株－売付け等の数量 281,000 株）を乗じて得た額（a）から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額（b）を控除した額
（a：14,774,400 円）－（b：12,685,030 円）
＝2,089,370 円

の合計額 4,290,780 円となる。

② 法第 176 条第 2 項の規定により、上記①で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、4,290,000 円となる。

(2) 別表 2 に掲げるデータセクション株式に係る取引

① 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、205,400 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 205,800 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（596 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 19,100 株を加えた 224,900 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（205,400株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
（有価証券の売付け等の価額：127,287,550円）
－（有価証券の買付け等の価額：126,343,060円）
＝944,490円

及び

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（224,900株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（205,400株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（658円）に当該超える数量19,500株（買付け等の数量224,900株－売付け等の数量205,400株）を乗じて得た額（a）から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額（b）を控除した額
（a：12,831,000円）－（b：12,137,150円）
＝693,850円

の合計額1,638,340円となる。

② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,630,000円となる。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

(1)の額4,290,000円 ＋ (2)の額1,630,000円
＝5,920,000円となる。

(別表1)

Y E D I G I T A L 株式

(単位：株)

違反行為期間	証券会社	売買株数	
		売付	買付
令和2年8月11日 (午前9時7分51秒から)	B証券	8,600	5,900
	C証券	3,900	3,600
令和2年8月12日	B証券	2,400	5,100
	C証券	100	1,200
令和2年8月13日	B証券	11,700	9,800
	C証券	6,100	6,500
令和2年8月14日	B証券	9,900	9,700
	C証券	6,100	6,200
令和2年8月17日	B証券	26,400	19,900
	C証券	16,400	17,300
令和2年8月18日	B証券	9,700	7,700
	C証券	5,500	6,200
令和2年8月19日	B証券	15,800	8,300
	C証券	14,900	5,600
令和2年8月20日	B証券	1,800	3,300
	C証券	0	1,600
令和2年8月21日	B証券	2,200	700
	C証券	3,500	1,100
令和2年8月24日	B証券	300	1,600
	C証券	1,100	1,200
令和2年8月25日	B証券	2,600	3,500
	C証券	3,100	4,200
令和2年8月26日	B証券	11,300	13,400
	C証券	18,400	20,200
令和2年8月27日	B証券	400	2,500
	C証券	0	800
令和2年8月28日	B証券	1,500	6,700
	C証券	0	2,000
令和2年8月31日	B証券	12,400	10,100
	C証券	3,800	5,300
令和2年9月1日 (午後2時14分26秒まで)	B証券	35,200	31,700
	C証券	45,900	37,900
総計		281,000	260,800

(別表2)

データセクション株式

(単位：株)

違反行為期間	証券会社	売買株数	
		売付	買付
令和2年9月9日 (午前9時13分58秒から)	B証券	8,100	11,200
	C証券	5,100	8,500
令和2年9月10日	B証券	2,200	4,000
	C証券	0	1,900
令和2年9月11日	B証券	2,100	1,800
	C証券	2,600	3,700
令和2年9月14日	B証券	38,400	43,700
	C証券	32,500	33,600
令和2年9月15日	B証券	11,000	10,500
	C証券	13,300	13,200
令和2年9月16日	B証券	38,100	26,300
	C証券	28,400	16,900
令和2年9月17日	B証券	2,900	5,800
	C証券	3,800	11,100
令和2年9月18日	B証券	300	0
	C証券	3,300	0
令和2年9月23日 (午前11時14分47秒まで)	B証券	7,600	7,900
	C証券	5,700	5,700
総計		205,400	205,800